

新公審査答申（個）第27号  
令和4年10月27日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

#### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年2月2日付け、新北産第1139号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年8月27日付け新北地総第652号の2により行った非開示決定はこれを取り消し、審査請求人に関する保有個人情報を特定し直し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 個人情報の開示請求

令和3年8月16日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が対応した事は、五年間閲覧出来る問題を説明対応してもらう私の権利の手続き（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

##### 2 実施機関の決定

令和3年8月27日、実施機関は、本件請求に係る文書が存在しないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

令和3年9月3日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諮問

令和4年2月2日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。

「五年間説明対応が閲覧出来る個人情報開示請求書問題を（新北地総第652号の2）の決定は、110番通報した事実を隠す為か間違いを補正しないで人道的立場の第三者の公務員として教唆、帮助は同罪と知りながら開示又は、請求に係る個人情報を保有していない等々と事実で対応してもらえる間違いを補正してからの手続を私を処分する目的で補正を悪意を持って無視し審査庁等々とし間違いを、補正しないで一方的な悪意で手続きを進め補正をさせ無いで私に抵抗できないように、弄ぶ処分を繰り返す処分。」

「目で確認できる公文書が、三回間違っている事実は、補正しない事で私を処分する為の悪意の間違いで私を弄ぶ処分と私は思っている補正しないで正しい手続を私にさせないのは、一方的な私を弄ぶ処分人道的立場で正しい手続をお願いします。」

「間違いを補正しないで一方的に手続を進めるのは処分であり処分を取り消せ。」

「(新潟市「市長」)が公文書を間違え110番通報又は、教唆、帮助とし私の手続きを一方的に無視し間違えを補正しないのは、一方的な「市長」の処分であり補正しないかぎり私の手続を無視する処分となり補正しないかぎり私を処分する為の嘘等の弁明書となりまた、弁明書の第3号番号を弁明書の送付及び反論書書等の提出についての第3号の番号にし、間違え令和2年から私を弄び、私を弄ぶ処分私は、平成30年、令和2年、令和3年と間違いを補正してもらはず、処分されよって、処分を取消し、間違って私を処分した事に正しい対応を、市長が、間違えたので、市長が、正しい対応をする事。」(原文ママ)

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求を却下するとの裁決を求める。
- 2 令和2年6月12日、同年7月1日に実施機関が審査請求人の相談に対応した。  
内容は、審査請求人の相談について担当部局との進展がなかったため、問題が解決に向かって進むよう実施機関からも担当部局へ伝えてほしいとの請求人の希望があり、実施機関で作成したメモ（開示済み）を担当課へ取り次いだ。その後、審査請求人から、本件審査請求のもととなった、開示請求のあった令和3年8月16日までに、13回の個人情報開示請求が行われている。
- 3 審査請求書記載の趣旨及び理由における主張は、本件請求及び本件決定との関係性も意味も不明である。
- 4 個人情報非開示決定通知書、弁明書類は手続きの中で都度、審査請求人に送付していることから、これらを審査請求人が開示を求めている実施機関が審査請求人のことで対応したもののが分かるものから除き、請求に係る個人情報を保有していないためとし、本件決定を行ったものであり、これらをもって、個人情報非開示決定が

不当であることは言えない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

### 2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）を確認すると、対象期間の始期の記載がなく、令和3年8月16日までとあり、本件請求は、「実施機関が対応した事は、五年間閲覧出来る問題を説明対応してもらう私の権利の手続き」とある。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。
- (2) しかし、実施機関は、すでに開示した文書以外に公文書は存在しないとして本件決定を行っていることから、当審査会は、審査請求人の保有個人情報について、実施機関に確認したところ、すでに開示したものと含む個人情報の保有が確認された。

さらに、審査請求人の個人情報を保有しているにも関わらず、本件決定を行ったことについて、実施機関に確認したところ、令和2年当時は「開示したものと除く」との記載があり、本件請求書にはその記載がなかったものの、本件請求は、すでに開示したもの以外の個人情報であると理解し、同じ個人情報を何度も開示することは社会通念上必要がないと判断したとのことであった。
- (3) そもそも、条例には、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」とある。

また、条例の手引きには、条文中の「形式上の不備があると認めるとき」とは、不明確な箇所がある場合又は行政文書が特定できない場合等をいうとある。

なお、条例における個人情報開示請求の対象個人情報については、同一請求人への開示済みの文書を新たに請求したとしても、対象としないとする規定はない。
- (4) そうすると、本件請求保有個人情報が特定できない場合、形式上の不備として補正を求めたうえで、本件決定を行うべきところ、実施機関は、本件請求保有個人情報の十分な特定をしていないことが認められる。

したがって、実施機関の本件決定は取り消し、条例に基づき、改めて開示非開示の決定をすべきである。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年 6月 7日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 8月 22日	審査会開催（第1回）
令和4年 9月 15日	審査会開催（第2回）
令和4年 10月 20日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子